

## 平成29年度 茨城空港連絡バス運行事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、茨城空港が首都圏3番目の空港として、今後増大が見込まれる首都圏の航空需要に対応するため、一定の条件のもと空港と東京都心とを結ぶ連絡バスを低廉な運賃で運行するバス事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、当該補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「バス事業者」 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者又は同法第3条第1号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業を営業者をいう。
  - (2) 「運行ルート」 補助対象期間にバス事業者が運行する茨城空港と東京都心とを結ぶ連絡バスの実車運行ルートをいう。
  - (3) 「総運行経費」 便あたり運行経費に総運行便数を乗じて算出した額をいう。
  - (4) 「便あたり運行経費」 バス事業者が運行ルートを運行するために要する経常費用総額を総運行便数で除した1便あたりの経常費用をいう。ただし、第5条により上限を設けるものとする。
  - (5) 「総運行便数」 補助対象期間にバス事業者が運行ルートを実車運行した便数をいう。
  - (6) 「総運賃収入」 補助対象期間にバス事業者が運行ルートを運行した際に徴した運賃収入の総額をいう。
- 2 この要項において「補助対象期間」とは、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、補助対象期間に運行ルートを運行するバス事業者であって、かつ、平成29年度茨城空港連絡バス運行事業者募集要領の規定に基づき選定され、知事との協定を締結した者とする。

(事業者登録)

第4条 前条の規定により知事との協定を締結し、補助金の交付を受けようと

する者（以下「申込者」という。）は、登録申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の申込があったときは、当該申込内容を審査し、登録することが適当と認めるときは、登録を行うものとする。
- 3 知事は、前項の規定により登録を行った場合は、登録通知書（様式第2号）により、当該申込者に通知するものとする。
- 4 知事は、登録後に申込内容に虚偽の記載があることが判明したとき、又は、前条に規定する要件を満たさなくなったときは、登録を取り消すことができる。

#### （補助対象経費の額）

第5条 補助対象経費の額は、総運行経費から総運賃収入を差し引いて求める額に欠損が生じた場合の当該欠損の額とする。ただし、総運行経費の算出にあたっては、便あたり運行経費の上限を28,000円（消費税及び地方消費税を含む）とし、それを超えるときは、28,000円とする。

#### （補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて、補助対象期間が終了する月の翌月15日まで（ただし、3月においては3月31日まで）に知事に提出するものとする。

#### （補助金の交付の決定及び額の確定等）

第7条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適正と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第4号）をもって、当該申請者にその旨を通知する。

#### （実績報告）

第8条 補助対象事業者は、毎月取りまとめた事業実績報告書（様式第5号）を翌月10日以内に知事に提出するものとする。

#### （補助金の経理等）

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支状況等を明らかにしておくものとする。

- 2 前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第58条の規定による帳簿の保存は、同法施行令（昭和63年政令第360号）第71条に規定する期間とする。

(補助金の交付の取り消し及び返還)

第10条 知事は、補助金の交付を受けたバス事業者が次のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要項規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付則

この要項は、平成29年2月21日から施行する。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋本 昌 殿

住 所  
氏名又は名称  
代 表 者 名

印

**茨城空港連絡バス運行事業費補助対象事業者登録申込書**

茨城空港連絡バス運行事業費補助事業に係る補助対象事業者として登録したいので、茨城空港連絡バス運行事業費補助金交付要項第4条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申し込みます。

記

1 運行ルート

出発地	到着地

2 県内の支店・営業所の所在地等

支店・営業所名	所在地	電話番号

3 事前予約に使用する電話番号・HP：URL

電話番号	
HP（URL）	



様式第2号（第4条第3項関係）

平成 年 月 日

殿

茨城県知事 橋本 昌

**茨城空港連絡バス運行事業費補助事業登録通知書**

平成 年 月 日付けで申込みのあった茨城空港連絡バス運行事業費補助事業への登録については、茨城空港連絡バス運行事業費補助金交付要項第4条第3項の規定により登録しましたので通知します。

茨城県知事 橋本 昌 殿

住 所

氏名又は名称

代 表 者 名

印

茨城空港連絡バス運行事業費補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、茨城空港連絡バス運行事業費補助金交付要項第6条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 事業期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
2 交付申請額	金 円	
算出根拠	①便あたり運行経費 総運行経費（実績ベース）_____ 円 ÷ 総運行便数 _____ 便 = _____ 円/便	
	②総運行経費（交付申請額算出ベース） 便あたり運行経費（① 円又は28,000円）× 総運行便数 _____ 便 = _____ 円 ※いずれか低い額を○で囲む	
	③交付申請額 総運行経費（交付申請額算出ベース） ② 円 - 総運賃収入 _____ 円 = _____ 円	
3 助成金振込先	振込銀行名	銀行 支店
	口座種別・口座番号	普通・当座
	フリガナ 名 義 人	

4 添付書類：総運行経費、総運賃収入及び総運行便数を証明する書類ほか

平成 年 月 日

殿

茨城県知事 橋本 昌

茨城空港連絡バス運行事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった標記補助金について、下記のとおり交付決定しましたので、茨城空港連絡バス運行事業費補助金交付要項第7条の規定により通知します。

記

1 交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円



平成 年 月 日

茨城県知事 橋本 昌 殿

住 所  
氏名又は名称  
代 表 者 名

印

茨城空港連絡バス運行事業 月分実績報告書

月分の運行実績については、茨城空港連絡バス運行事業費補助金交付要項第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

総乗客数（人）	航空機利用者			航空機利用者以外			運 行 便 数 （便）	平 均 乗客数 （人/便）
	利用者数 （人）	割合 （%）	運賃収入 （円）	利用者数 （人）	割合 （%）	運賃収入 （円）		

※上記を裏付ける輸送実績日報を添付すること